

那珂市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき令和元年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年3月6日

那珂市監査委員 城 宝 信 保

那珂市監査委員 中 崎 政 長

令和元年度
定期監査報告書

那珂市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

2 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、全課室及びあらかじめ指定した施設に調書及び資料の提出を求め、対象課室等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員により関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象課室長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

5 監査の実施期間

令和元年10月4日から令和2年2月26日まで

6 監査の対象及び実施日程

監査対象		予備監査	本監査
行財政改革推進室（監査委員事務局）		令和2年 2月 6日	令和2年 2月 26日
企画部	秘書広聴課 (シティプロモーション推進室・市民相談室)	令和元年 11月 29日	令和元年 12月 25日
	政策企画課	令和2年 1月 8日	令和2年 1月 28日
総務部	総務課 (選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会事務局)	令和元年 11月 29日	令和元年 12月 25日
	財政課	令和2年 1月 9日	令和2年 1月 27日
	税務課	令和元年 10月 4日	令和元年 10月 25日
	収納課	令和元年 10月 4日	令和元年 10月 25日
	瓜連支所	令和元年 12月 3日	令和元年 12月 26日
市民生活 部	防災課	令和2年 2月 4日	令和2年 2月 25日
	市民協働課	令和2年 1月 10日	令和2年 1月 28日
	ふれあいセンターよこぼり	令和元年 10月 9日	令和元年 10月 28日
	ふれあいセンターごだい	令和元年 10月 8日	令和元年 10月 30日
	ふれあいセンターよしの	令和元年 10月 11日	令和元年 10月 29日
	総合センターらぼーる	令和元年 12月 3日	令和元年 12月 26日
	市民課	令和2年 1月 6日	令和2年 1月 28日
	環境課(消費生活センター)	令和2年 2月 4日	令和2年 2月 25日

監査対象		予備監査	本監査
保健福祉部	社 会 福 祉 課	令和2年 1月 7日	令和2年 1月 28日
	こ ども 課	令和2年 1月 7日	令和2年 1月 28日
	菅 谷 保 育 所	令和元年 10月 7日	令和元年 10月 28日
	地域子育て支援センター	令和元年 10月 11日	令和元年 10月 29日
	こども発達相談センター	令和元年 10月 11日	令和元年 10月 29日
	介 護 長 寿 課	令和2年 1月 8日	令和2年 1月 28日
	保 險 課	令和元年 11月 1日	令和元年 11月 25日
	健 康 推 進 課	令和元年 10月 11日	令和元年 10月 29日
産業部	農 政 課	令和2年 2月 6日	令和2年 2月 26日
	商 工 観 光 課	令和2年 2月 5日	令和2年 2月 26日
建設部	土 木 課	令和2年 1月 31日	令和2年 2月 26日
	都 市 計 画 課	令和2年 2月 6日	令和2年 2月 26日
	建 築 課	令和2年 2月 3日	令和2年 2月 26日
上下水道部	下 水 道 課	令和元年 11月 5日	令和元年 11月 27日
	水 道 課	令和元年 11月 7日	令和元年 11月 27日
会 計 課		令和元年 11月 1日	令和元年 11月 25日
議 会 事 務 局		令和2年 1月 9日	令和2年 1月 27日
農 業 委 員 会 事 務 局		令和2年 1月 9日	令和2年 1月 27日
教育委員会	学校教育課（指導室）	令和元年 10月 31日	令和元年 11月 27日
	学校給食センター	令和元年 10月 9日	令和元年 10月 28日
	第一中学校	令和元年 10月 10日	令和元年 10月 30日
	五台小学校	令和元年 10月 10日	令和元年 10月 30日
	菅谷西小学校	令和元年 10月 10日	令和元年 10月 28日
	ひまわり幼稚園	令和元年 10月 10日	令和元年 10月 28日
	生涯学習課	令和元年 12月 3日	令和元年 12月 26日
	スポーツ推進室	令和元年 11月 7日	令和元年 11月 27日
	図 書 館	令和元年 10月 8日	令和元年 10月 30日
	中央公民館	令和元年 10月 30日	令和元年 11月 27日
歴史民俗資料館	令和元年 11月 7日	令和元年 11月 27日	
消防本部	総務課、予防課、警防課、 東消防署、西消防署	令和元年 10月 9日	令和元年 10月 28日

第2 監査の結果及び意見等

1 行財政改革推進室・監査委員事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 企画部

(1) 監査対象課等

秘書広聴課（シティプロモーション推進室、市民相談室）、政策企画課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

秘書広聴課について、定住促進を目的として「住みよいまち」を市の魅力の一つとして情報を発信しているとのことだが、ラッピングバスの運行やラジオCMの放送は、近隣市町村や首都圏からの転入者増加に向けた取り組みとして効果が測りにくく、費用対効果の面から見ても評価が難しい面がある。那珂市に興味のない人に各広告媒体を使って宣伝をするよりも、市に興味のある人や那珂市に居住している人によりターゲットを絞り、市の魅力を実感して貰い、それをその人達に宣伝してもらえるように環境を整えた方が効果を見込めると思われるので、より良いシティプロモーションの方法について検討されたい。

政策企画課について、市民の移動手段確保を目的とした地域公共交通の運行は、来年度から、コミュニティバス（ひまわりバス）を休止し、高齢者にとってはよりニーズに合った形態であるデマンドタクシー（ひまわりタクシー）に経営資源を集中させることとしたことは、全体としては市民サービスの向上につながるものであり評価できる。ひまわりバスの利用者は、デマンドタクシーに乗ったことがない人がほとんどだと思われるので、デマンドタクシーの周知に努め、円滑に移行し、気軽に使ってもらえるよう留意して取り組まれない。

また、ライフデザイン形成支援事業は、決定的な対応策が見つからない少子化対策において、先駆的な取り組みであり、長期的な視点で見れば大いに効果が期待される事業である。今後の人生を意識する年代である中学生の時期に、本人の希望するライフプランを送れるようキャリア教育を行い支援していくことはとても有意義であるので、今後も、学校教育の教科への組み込みなども含め教育委員会と協議を進め、積極的に取り組まれない。

3 総務部

(1) 監査対象課等

総務課（選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局）、財政課、税務課、収納課、瓜連支所

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

総務課について、人事評価による評価結果は、まだ様々な課題があり、人事異動や給与等に反映されていないとのことであった。絶対評価により評価した結果を給与に反映する場合、ラスパイレース指数の上昇や昇給原資の調整が困難になる等、運用上の負担が大きいのことだが、能力のある職員を評価するために評価の低い職員を探して均衡を図るような運用方法については、職員の士気の低下にも繋がり、人事評価本来の趣旨から外れてしまうと思われる。今後、評価結果を給与に反映していくに当たっては、職員全体の士気が低下するようなことがないよう留意して実施されたい。引き続き、他市町村の動向にも注視しつつ運用されたい。

財政課について、燃料油の単価契約は、協定に基づき毎月変更契約を締結しているが、事務にかかる負担が大きと思われるため、何らかの標準的な指標等に連動した単価とするなど、より簡便な方法について調査研究されたい。

瓜連支所について、瓜連支所庁舎は、建築後34年が経過し修繕等も増えてきている状況にあり、大規模改修が必要な時期が近付いているが、検討に当たっては、今後の市全体での将来を見通した中でのあり方について議論すべきだと思われるので留意されたい。

4 市民生活部

(1) 監査対象課等

防災課、市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課、環境課（消費生活センター）

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

市民協働課について、各コミュニティセンターにおける調理室に備え付けの調理用設備は、地域行事等で団体に使用されているとのことだが、それ以外では使用頻度が低く、活用される場が少ないため、稼働率を上げられるような活用方法等について検討されたい。

市民課について、住民票や課税証明書等の証明書は、来年度から2年間は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストア等で取得した方が、窓口よりも安価に取得できるようになるとのことだった。コンビニエンスストア等での各種証明書の取得が一般化すれば、どこでも必要な時に取得できるので、市役所まで足を運ぶ必要がなくなり、市民の利便性の向上が期待できる。コンビニエンスストア等で取得することが普及してくれば、日曜開庁について見直しすることも検討していくべきだと思われるので留意されたい。マイナンバーカードの普及が鍵となるが、他自治体の状況を見ても普及率を上げるのは簡単ではないと思われる状況である。利用できるサービスや利便性について十分周知し、引き続き普及に努められたい。

環境課について、墓地管理料は、未収の件数が増えてきている。来年度からは支払方法として口座引落が選択できるようになり一定の効果は見込められると思われるが、今後増えていくことがないよう徴収に取り組みたい。また、無縁墓が増加する時代が近づいていると思われる。墓じまいやお墓の処分については事前にルールを定めて事前に周知を図っていく必要があるとともに、時代に合った埋葬の方法として合葬墓の設置等について検討していくことが必要かもしれないので留意されたい。

5 保健福祉部

(1) 監査対象課等

社会福祉課、こども課（菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

社会福祉課について、各種団体補助事業に関しては、遺族会は正会員が数名となり、高齢化も進んでいるとのことだが、戦没者の慰霊や遺族の福祉という会の趣旨からすると、孫世代の若年層の会員が増えれば良いという問題ではないと思われる。これからの時代におけるあり方については地域の中で考えるなど、行政の関わりについては見直す時期に来ていると思われるので、留意して取り組まれたい。

また、生活保護扶助費に関する事務については、昨年度においても同様に、時間外勤務が多い状況の中、業務の負荷軽減と効率化のため、1件当たりの訪問時間の縮減、二重業務の点検と解消、システム仕様の改善、マイナンバーの利用、ICT（情報技術）の有効活用等の検討課題があげられていた。このような検討事項については、いつまでも課題として残しておくのではなく、その都度、実現に向けた必要な検討を行い、結論を出していくべきものだと考えられるので、遅滞がないように整理にあたられたい。

こども課について、公立学童保育の利用料は、民間と比べると安価に設定されており、民間を圧迫している状況である。民間に任せられるのであれば、市は手を引いて民間を育てる方向にシフトしないと公費支出は増える一方であり、このままでは市全体の事業

縮小が懸念されるので、相応負担の考えを取り入れた運用の仕方を検討されたい。

また、保育所の待機児童については、昨年同月と比較すると減少したとのことだが、今年度の4月に新たに民間の認可保育園が開園しても解消がされないということは、待機児童のカウントに含まれない隠れた入園希望を持つ児童が潜在的にいるということが考えられる。来年度にも新たに民間の認可保育園が開園することだが、保育・幼児教育無償化制度に伴う親の就労意欲の高まりにより、待機児童の解消は予断を許さない状況であるとのことなので、引き続き留意して取り組まれない。

介護長寿課について、敬老事業は、敬老会を今後も継続して開催するかどうか、検討委員会において検討を進めているとのことだが、自治会に市から補助金を交付して開催されているものなので、税金が使われている以上は、参加率が年々低下している現状のまま継続するのは望ましいとはいえないと思われる。より効果的で効率的な実施方法を模索するとともに、より市民の福祉向上に寄与する有益な事業への振替なども含めて検討されたい。

また、介護保険特別会計については、法律で実施が決まっている事業は別にして、限られた予算の中で事務を執行するには、節約できる部分は工夫しなければ事務負担の軽減は難しいと思われる。国が進めている介護認定の簡素化に向けた取り組みに注視して、引き続き積極的に事務の効率化を推進していくよう努められたい。

6 産業部

(1) 監査対象課等

農政課、商工観光課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

農政課について、しどりの里は、平成30年のリニューアルオープン後においても年間約500万円の経費がかかっているため、今後の利活用に向けてより有用な施設となるように、静峰ふるさと公園との一体性を持った事業展開について考えていく必要があると思われるので検討されたい。

また、芳野農産物直売所は、地元の組合が運営を行っているが、高齢化が進み売上が減少するなど縮小化が進んでいる。この施設の特徴を活かした仕掛けを考えていく必要があると思われるので検討されたい。

商工観光課について、特産品ブランド化推進事業は、事業を開始してから5年が経過するので、次のステージとして、よりブランド力を高めるような取り組みを目指していくべきだと思われるので留意して推進されたい。

また、静峰ふるさと公園は、地方創生の交付金を活用し大型遊具を設置するなど、リニューアルを図ったことにより利用者が大きく増加するなど成果が出ているが、しどりの里についても公園と一体性を持った事業展開ができるよう考えていく必要があると思

われるので検討されたい。

7 建設部

(1) 監査対象課等

土木課、都市計画課、建築課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

建築課について、空き家対策の窓口を一本化することは評価できるが、空き家バンクは、いまだ登録物件がない状況となっている。来年度からは市街化調整区域も対象とし、空き家の所有者へのアプローチもしていくとのことだが、どうして登録が進まないのか状況を把握し、今後はより不動産業者と情報連携していくなど実情にあった取り組みとなるよう努められたい。

8 上下水道部

(1) 監査対象課等

下水道課、水道課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

下水道課について、下水道の整備に長い時間を要することは、多額の費用を要するのでやむを得ない面はあるが、日常生活にかかわることなので、工期に遅れが生じると市民の人生設計に影響が出てしまう。現在は、市街化調整区域において下水道の整備を進めているが、既に10年以上遅れが生じているため、これから整備しても接続する人がどれくらいいるのか懸念される。今後の整備については、全体計画の見直しも含めて、財政部局とも議論を重ねたうえで、費用対効果について十分検証し、地域の実情に合ったより良い排水処理方法を検討したうえで、計画的に進められたい。

また、下水道事業は、来年度からは地方公営企業法を適用し公営企業に移行するが、法に基づいた適切な会計処理を行っていくとともに、経営の意識を高め、常に企業の効率性を発揮し、安定した健全な運営ができるよう努められたい。

9 会計課

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(2) 個別的所見

会計課について、会計処理は、年度末など時期によってはとても大変であるが、支出負担行為に必要な書類に関して各課からの問い合わせが多いとのことだった。適切かつ効率的に処理するためにも、提出に必要な書類をまとめたわかりやすい手引を作成し周知したり、定型業務のようなものには RPA*の導入による簡素化も考えられるので、事務の効率化に向けた取組みについて検討されたい。

*RPA : Robotic Process Automation 「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念

10 議会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

11 農業委員会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

12 教育委員会

(1) 監査対象課等

学校教育課（指導室、学校給食センター）、第一中学校、五台小学校、菅谷西小学校、ひまわり幼稚園、生涯学習課（スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館）

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

学校教育課について、那珂市の小中一貫教育の取り組みは、有識者からは高い評価をいただいていると聞くが、市民の目から見て具体的にどういったところが評価されているのかははっきりしないところがある。また、学校要覧も学園ごとではなく、学校ごとに作成されているため、各小中学校が独立しているように見えてしまう。5、6年生を対象とした教科担任制の導入や、小学校から中学校への進学を見据えたカリキュラムの組み立てなどに力を入れているとのことだが、交流や連携の部分だけではなく、小中一貫教育の趣旨や目的が市民や父兄に浸透するように引き続き努められたい。

給食センターについて、未収金として残っている違約金の徴収に向けて取り組まれたとのことだが、徴収の見込みが立たないと判断できる場合には、いつまでも債権を残しておくのではなく欠損処分すべきだと考えられるので引き続き検討されたい。

生涯学習課について、成人式開催事業は、民法の改正により令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられるが、今後も例年通り20歳を対象に開催するとのことであった。成人式は、社会人としての自覚を促すとともに、次代を担う青年達に明るい希望を持たせ励ますために始まった式典だが、成人して2年後の開催となるため、開催の目的も当初から変わる部分はあると思われる。今後は、将来の那珂市の活力を担う若者が一堂に会するまたとない機会であるので、式典において新成人が生まれた頃の市の映像を放映するなど、那珂市の発展を振り返り、那珂市との縁を確認しつなげているような単なる式典で終わらせない工夫が必要だと思われるので、内容について検討されたい。

総合センターらぼーる図書室について、図書館は、図書の貸出だけでなく来館者に情報提供する役割も担っているため、運営に当たってはイベントを実施したり本を紹介したりするなど工夫が必要であるが、らぼーる図書室では限界がありそういった期待に応えるのは難しいと思われる。現在利用している者の利便性について考慮する必要はあるが、那珂市立図書館に経営資源を集中させた方が、市民により充実した図書館サービスが提供できると思われるので、今後のあり方について引き続き検討されたい。

スポーツ推進室について、かわまちづくり支援制度活用事業は、那珂川河川敷グラウンドの整備が始まっているが、整備後の維持管理にかかるコストについては以前より懸念が指摘されていたところである。整備後の維持管理体制については、一部スポーツ団体から要望を受けて始まったという経緯も踏まえ、維持管理においても積極的な役割を果たしていくべきであるが、十分な話し合いがされていまま整備が進んでいる。整備を進める前の時点から団体等と話し合いを行い、役割分担を明らかにしたうえで整備を進めるべきであるので、早急に取り組みされたい。

13 消防本部

(1) 監査対象課等

総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的所見

消防本部について、消防署統合の検討は、令和2年度を目途に方針を決定することだが、市民が不安に思うこともある案件なので、必要とする水準、統合した場合のメリット・デメリット、人員と車両のバランスのとれた持続性のある体制等について、将来を見据えて総合的に議論を深め検討されたい。

第3 総括的所見

少子高齢化が進行し、扶助費が増大していく傾向が今後も続いていくことが予想され、大きな収入の増加も見込めない状況下において、公共施設の経年による劣化も進行し、大規模な修繕や更新が必要となってきたりしている施設が見受けられる。今後も必要な市民サービスを提供し、持続可能な財政運営をしていくためには、このまま、現在実施しているすべての事業を実施し、すべての公共施設を管理し続けることは難しいことが考えられるので、市民にとって何が優先すべきことなのか議論し選択していく必要があると思われる。

老朽化が進み大規模改修や建替えが必要となる施設については、将来を見通した市全体における市民サービスの提供の観点から、将来に渡り必要不可欠なものであるか施設配置の最適化等について改めてもう一度検証し、その上で改修や建替え等を実施していくことが必要だと思われる。

施設等の修繕更新については、優先順位を付けて計画的に修繕や更新を進めていく必要があるが、急な修繕を要する多くの不具合が出てきており、財政が厳しい中、その対応に追われて計画的な修繕を行っていく流れになかなか至っていないような状況である。必要なサービスを持続的に提供して行けるよう、中長期的にしっかりと取り組んでいく必要があると思われる。

事業を開始してから年月を重ねた事業については、時代も大きく変化しており、所期の目的や有効性が変化してきているものもあると思われる。今まで続けてきた事業でもあり有意義であることは理解するが、そういった事業においても、もっと踏み込んで、やめられるものはやめる、より効果の高い事業に振り替えていくといったことを検討していかないと、人的にも予算的にも持続は難しく、新たな行政課題に対応していくことも難しくなると思われる。

各施設の他、市道や公園をはじめとする公共施設については、設置後にも維持管理費のほか借地料・起債利子などの諸コストが必要なことを十分認識し、あらかじめ設置時に検討すべきであると思われる。また、設置後についても、前例にしばられることなく、合理的かつ持続可能な新たな維持管理方策について、常に工夫していくことが必要であると思われる。

緑化管理については、管理回数を抑えるなどコスト削減の努力をしているが、総量がとても大きく維持管理に多額のコストがかかっているように見受けられる。緑化率や景観の問題などもあるが、そのような諸条件を踏まえたうえで、総量を削減したり、高木にならないように剪定したり、必要性について見直したりするなど、維持管理のコストを抑える検討が必要だと思われる。

借地については、行政が行う事業は利益を目的としたものではないので、借地において公共施設の整備を行うことは、コストを押し上げてしまう大きな要因となると考えられる。必要な事業用地は取得することを基本とするとともに、借地については引き続き解消に向けて努めていく必要があると思われる。

人口減少の局面を迎える中、活力ある地域を維持するためには、那珂市に住んで子育てしたいと思えるベースとなる環境づくりをより一層推進する必要があると思われる。そのためには、他分野の現在の経費等についても一度見直すなど、こうした本当に必要な重点的な施策に予算配分をシフトして行けるよう努めていく必要があると思われる。

利用料等については、今年度見直しを実施し、来年度から改定ということで適正化を図ったとのことであるが、特定の人だけが恩恵を受けているものにならないよう、相応の受益者負担を求めていくことは必要なことである。今後は、利用率と実際の収入にも留意して取り組む必要があると思われる。

未収金については、明らかに収納が困難と思われるような債権を、長い間そのまま未収金として計上しつづけているものがいくつか見受けられる。自力での調査権や執行権を持たない私債権に分類される債権がほとんどであるが、未収金を計上するにも無駄な事務を行い、経費を要していることに十分留意すべきである。いたずらに判断を先延ばしすることなく適切に判断していくべきだが、進んでいないのが現状であるので、取扱い基準等を定めるなど、適切な債権管理のあり方について議論し検討していく必要があると思われる。

以上のことを踏まえ、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるよう留意されたい。